

タイムラインの見直しについて

平成30年7月3日
湯沢河川国道事務所

平成29年7月・8月の大河を踏まえたタイムラインの見直し(案)

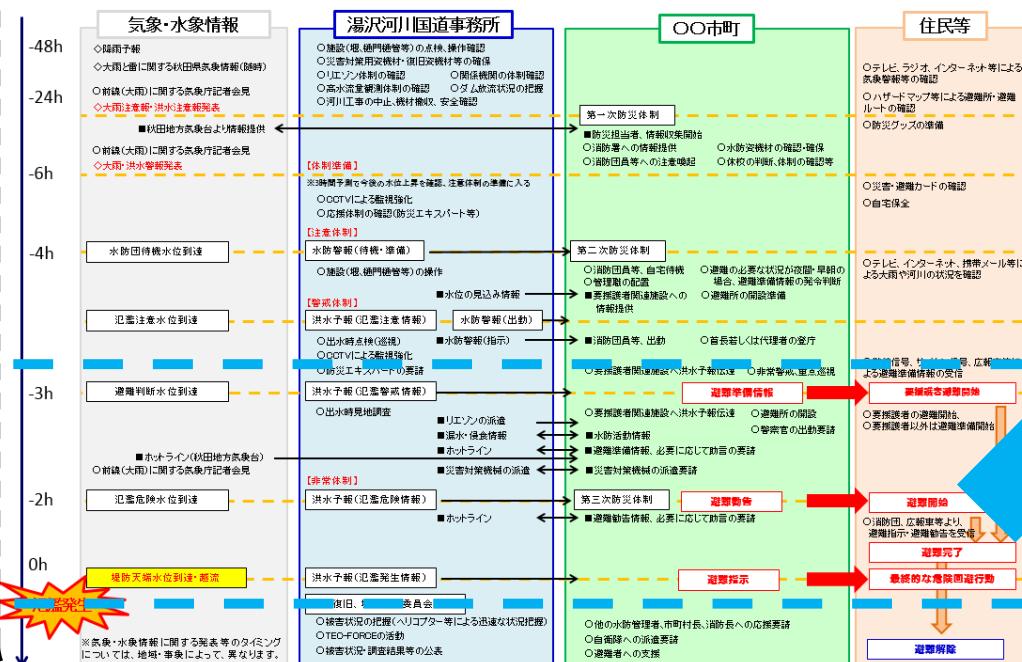
- 昨年の7月・8月のように急激かつ広範な大雨が現実に発生したことを考慮すると、雄物川の氾濫を前提としたタイムラインであったとしても、実際の対応は必ずしも雄物川の水位情報だけに基づくものではない。
- 各種指標を含む気象情報や土砂災害などの他の災害情報、一定の予測などに基づき対応しなければ、避難情報の発信の遅れなど、結果として住民の適確な避難に繋がらない可能性がある。

これまでのタイムライン(イメージ)

前線に伴う洪水等を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。

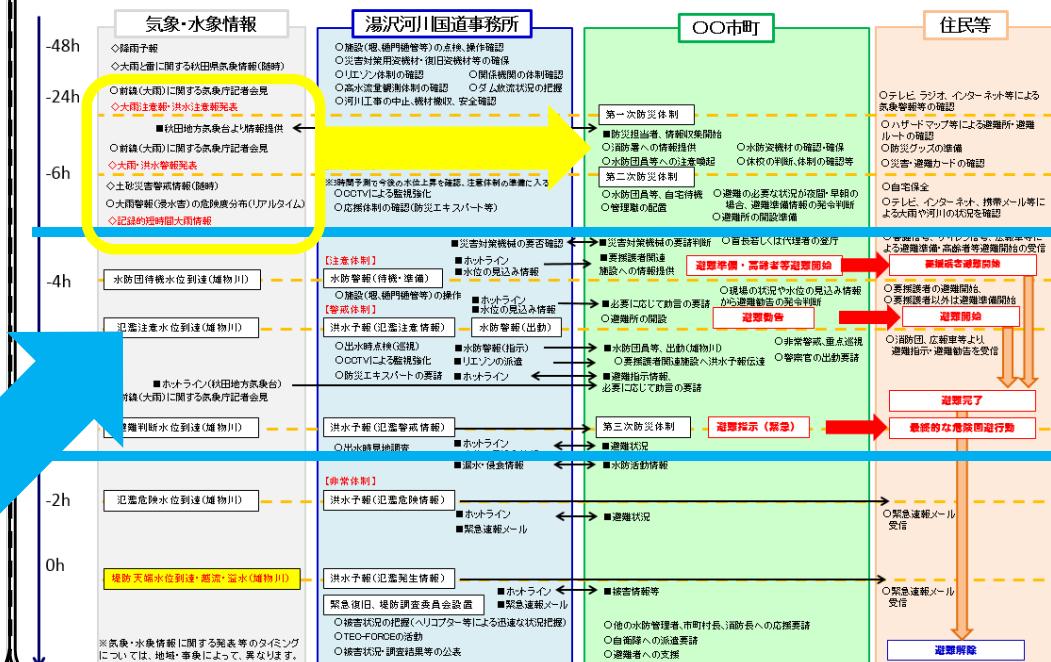


H29. 7・8の大雨を踏まえたタイムライン(イメージ)

前線による大雨等を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。



◎雄物川の水位情報のほか、
『気象情報:降雨実況と見込み・危険度情報(土砂・浸水等)』『水位予測:水位上昇の程度・危険水位到達の見込み等』もトリガーとして考慮したタイムラインへの見直し

大仙市タイムライン見直し素案のポイント

1. 平成29年7月の大雨対応の実績を考慮

- 気象・水象情報が避難情報の発令判断の重要情報になるため、別枠で整理した
- 「大雨・洪水警報」を体制(大仙市1次参集)のトリガーとした
- 「大雨・洪水警報」が発表された場合、「各自治体支援体制の確認」を追加(湯沢河国)
- 気象情報及び水位の見込み情報を基に体制の格上げを判断、その後合わせて避難情報発令の判断も行うこととした
- ホットラインと水位の見込み情報(湯沢河国→大仙市)を定期的に実施することで追加
- 緊急速報メール(氾濫危険・氾濫発生)受発信を追加

2. 避難情報発令のタイミングについての注釈を追加

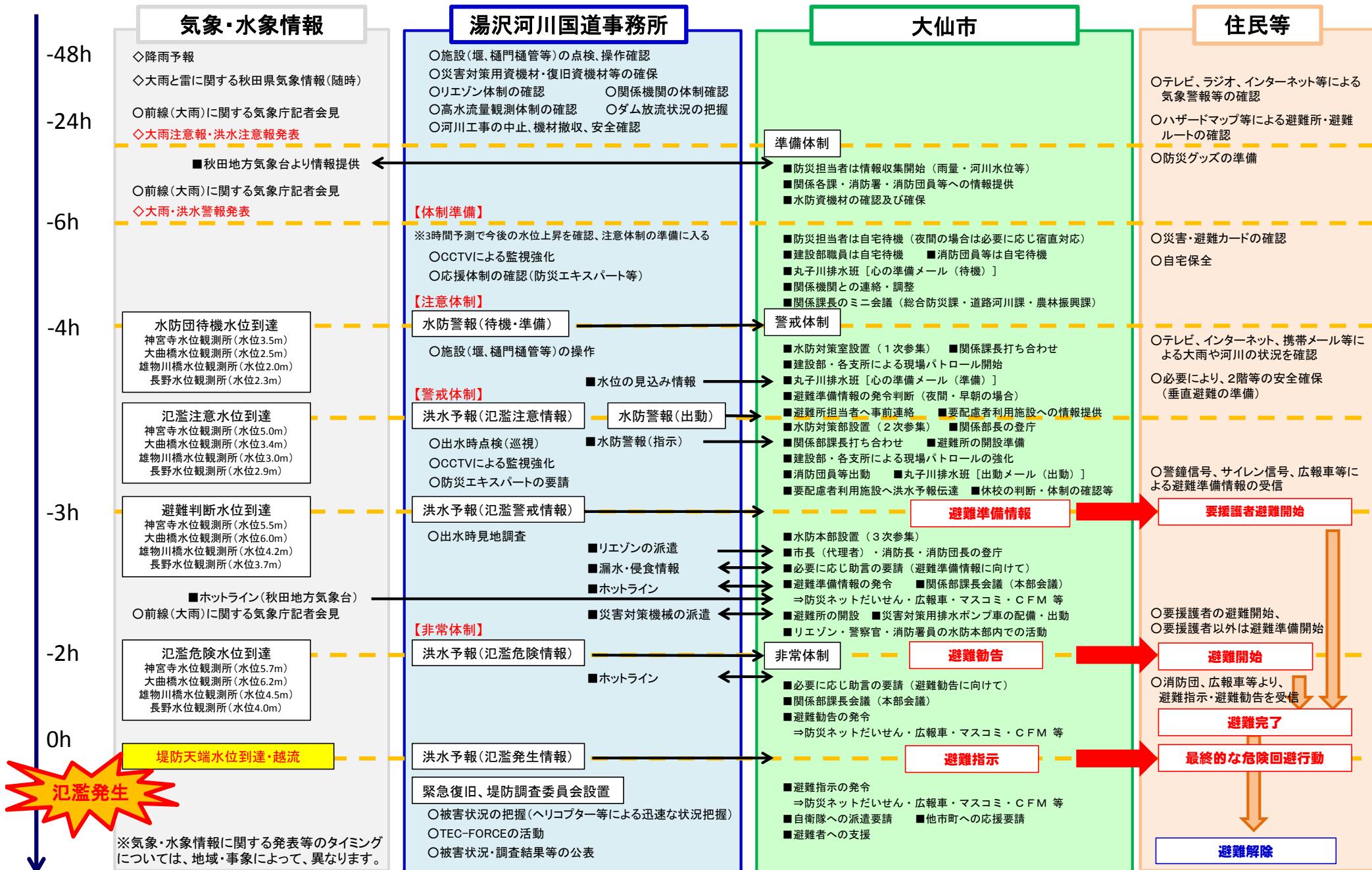
3. タイトル「前線に伴う洪水を対象とした、」⇒「前線等による大雨を対象とした、」

4. 参考：避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府：平成26年4月)
⇒避難勧告等に関するガイドライン(案)(内閣府：平成29年1月)

前線に伴う洪水等を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

見直し前

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。



前線等による大雨を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

見直し後

※避難勧告等に関するガイドライン(案)(内閣府:平成29年1月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び実際の気象経過や事象に応じた対応が必要である。



タイムライン見直し作業の流れ

